

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年11月1日（平成28年（行情）諮問第662号）

答申日：平成29年3月9日（平成28年度（行情）答申第788号）

事件名：「日豪後方補給協力業務の参考」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「日豪後方補給協力業務の参考（表紙及び前書き部分を除く）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月11日付け防官文第4268号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書1及び2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の電磁的記録に履歴情報等が残されている場合があるので、これについても特定を求める。
- (3) 複写の交付が本件対象文書の全ての内容が複写されたものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として特定されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、「日豪後方補給協力業務の参考」。\*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として「日豪後方補給

協力業務の参考」を特定した。

本件開示請求に対しては、法11条を適用して平成28年3月11日まで開示決定等の期限を延長したうえで、まず、平成27年11月12日付け防官文第17873号により、表紙及び前書き部分について開示決定を行った後、平成28年3月11日付け防官文第4268号により残余の部分（本件対象文書）について一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

## 2 法5条の該当性について

本件対象文書のうち別紙「不開示とした部分」に記載の箇所については、同「不開示とした理由」により法5条3号に該当するため不開示とした。

## 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録は、PDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフトにより作成された文書である。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるが、本件異議申立てがされた時点において開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。

- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において不開示とした部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年11月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 審議
- ④ 同年12月7日 異議申立人から意見書1及び2並びに各資料を收受
- ⑤ 平成29年2月7日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月23日 審議
- ⑦ 同年3月7日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして「日豪後方補給協力業務の参考」を特定し、法11条に規定する特例延長を適用した後の2回目の決定（原処分）により、当該文書のうち、表紙及び前書き部分を除く部分（本件対象文書）について、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 不開示部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 不開示部分には、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（以下「日豪ACSA」という。）に基づく日本国防衛省とオーストラリア国防省との間の手続取決め（以下「手続取

決め」という。)の原文(英文)及び仮訳が記載されている。

イ 原処分にあたって、手続取決めの開示の可否について、オーストラリア側に照会したところ、不開示とすべき旨の回答があったため(本件異議申立てを受けて改めて行ったオーストラリア側への照会に対しても、回答は変わらなかった(口頭)。)、これを公にすることにより我が国とオーストラリアとの信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

## (2) 検討

ア 諮問庁は、上記(1)イのとおり、手続取決めの開示の可否についてオーストラリア側に照会したが、不開示とすべき旨の回答があったと説明するところ、原処分にあたって行われた照会に対するオーストラリア側からの回答(書面)について、諮問庁からの提示を受けて当審査会において確認した結果によると、当該回答には、オーストラリア側としては、手続取決めの開示に同意しない旨の内容が記載されていると認められる。

イ そして、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、不開示部分には、日豪ACSAに基づく手続取決めに関連して、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間の相互の後方支援の具体的な態様又はこれを推測させる内容が記載されていると認められ、その記載内容に照らせば、手続取決めの一方当事者であるオーストラリア側において、不開示部分の開示に同意しないと回答したことが必ずしも不合理とまではいえない。そうすると、仮に我が国が不開示部分を一方的に開示すれば、我が国とオーストラリアとの信頼関係が損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明は、不合理であるとはいえず、これを首肯せざるを得ない。

ウ 以上のとおり、不開示部分については、これを公にすることにより、我が国とオーストラリアとの信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

## (第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙

不開示とした部分	不開示とした理由
<p>2 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定に基づく日本国防衛省とオーストラリア国防省との間の手続取決め（仮訳）のうち、英文部分の1頁から27頁まで及び和文部分の1頁から29頁までの「FOR OFFICIAL USE ONLY」の記述及び頁番号を除く全て。</p>	<p>日豪両国の当局間の取決めに関する情報であり、これを公にすることにより我が国とオーストラリアとの間の信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>